

紀伊半島大水害に対する対応について

1 これまでの取組

平成 23 年 9 月初めに紀伊半島を中心に甚大な被害をもたらした「紀伊半島大水害」（平成 23 年台風 12 号に伴う災害）は、三重県において、死者 2 名、行方不明者 1 名のほか、住家や公共施設などに甚大な被害をもたらしました。

県では、地元市町、警察、消防、自衛隊等と連携を図り、近隣県の応援も得ながら、行方不明となられた方々の捜索や孤立した要援助者を救出するため、ヘリコプターによる救助・救援活動や道路啓開などにあたりました。

特に被害の大きかった熊野市、紀宝町等 1 市 4 町に対しては、被災家屋の消毒や廃棄物処理、家屋被害調査、保健師による被災者の健康支援などの支援を行うため、県職員を述べ 2, 1 1 7 人、市町から述べ 1, 8 1 4 人の職員を派遣しました。

○ 職員派遣の状況（9月5日から12月6日までの累計 単位：人）

	熊野市	御浜町	紀宝町	大台町	大紀町	計
県職員	527	81	1, 293	60	156	2, 117
市町職員	399	22	1, 393	0	0	1, 814
合計	926	103	2, 686	60	156	3, 931

2 避難者等の状況

現在、紀宝町において 7 人（5 世帯）が避難所生活をしています。

すべて家屋を修繕すれば、再度、元の住所地へ住める見込みがある住民であり、現在施工業者（大工）の順番待ちです。

役場では避難者から特段の要望は聞いていないとのこと。

○ 避難者の状況（12月7日現在）

市 町	避難者数	地区別避難者数（人数）
紀宝町	7 人	大里(7)
合計	7 人	

また、自宅の全壊等により 8 8 人（5 0 世帯）が公営住宅等に居住しています。民間賃貸住宅の借上げについては、災害救助法の適用を受けています。

なお、公営住宅等で必要数が充足しているため、応急仮設住宅については建設の予定はありません。

○ 住居確保の状況等（11月28日現在）

市 町	熊野市	紀宝町	計
公営住宅等の提供	37 人(19 世帯)	18 人(10 世帯)	55 人(29 世帯)
民間賃貸住宅借上げ	6 人(2 世帯)	27 人(19 世帯)	33 人(21 世帯)
応急仮設住宅の建設	—	—	—
合計	43 人(21 世帯)	45 人(29 世帯)	88 人(50 世帯)

3 被災者の生活再建支援について

被災者の生活再建支援のため、住家の全壊世帯等を対象とする被災者生活再建支援法を9月2日、熊野市と紀宝町に適用するとともに、加えて県内全域において住家の半壊や床上浸水の被害を受けた世帯を対象に、県独自の制度として生活再建支援制度を設けて、住民の方々の一日も早い生活再建を支援しています。

(1) 被災者生活再建支援法による支援【国制度】

住家の全壊及び大規模半壊世帯等が支給対象となりますが、すでに474件の申請を受け付け、3億円余の支援金を支給済みです。両市町からは基礎支援金については、対象世帯のほとんどが申請済みであることを確認しています。

(2) 三重県被災者生活再建支援事業費補助金による支援【県単制度】

県単制度では支援法が適用された熊野市、紀宝町以外の市町における全壊及び大規模半壊世帯等と県内全域の半壊、床上浸水世帯が支給対象となります。

県内では10市町内の被災世帯が対象となりますが、既に県に補助金交付申請書が提出された熊野市、伊勢市、紀宝町、大台町の2市2町では対象世帯の約9割が申請済みであり、11月中旬頃から順次支給が開始されています。

また、その他の市町においては補正予算の議決後に市町で申請の受付を開始すると聞いています。

現行法制度と三重県被災者生活再建支援制度との比較一覧表

	国	三重県
名称	被災者生活再建支援制度	三重県被災者生活再建支援制度
対象要件	①災害救助法施行令第1条第1項1号又は2号に該当する被害が発生した市町村(熊野市) ②10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(紀宝町) ③100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県 ④①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満) ⑤①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満) ⑥①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、 5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満) 2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口5万人未満)	住宅被害[全壊、解体(半壊・敷地被害)、大規模半壊、半壊、床上浸水]が生じた全ての市町
支給要件	年齢・年収要件なし	年齢・年収要件なし
負担割合	国1/2 基金1/2	県1/2 市町1/2 但し、法適用市町のうち、財政力指数が0.5以下の市町については、県2/3 市町1/3

経費対象	基礎支援金	基礎支援金
全壊	100万円(75万円)	100万円(75万円)
解体		
長期避難		
大規模半壊	50万円(37.5万円)	50万円(37.5万円)
半壊	—	35万円(26.25万円)
床上浸水	—	25万円(18.75万円)

経費対象	加算支援金	加算支援金
建設・購入	200万円(150万円)	200万円(150万円)
補修	100万円(75万円)	100万円(75万円)
賃借	50万円(37.5万円)	50万円(37.5万円)

	最大支給額	最大支給額	
		法適用市町	法適用外市町
全壊	300万円(225万円)	—	300万円(225万円)
解体			
長期避難			
大規模半壊	250万円(187.5万円)		250万円(187.5万円)
半壊	—		35万円(26.25万円)
床上浸水	—		25万円(18.75万円)

※()内の金額は、単身世帯の支給限度額(複数世帯の3/4)

